

# 社会福祉法人浪速松楓会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浪速松楓会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員及び評議員を「役員等」という）のうち非常勤の役員等の報酬等について定める

(定義)

第2条 本規程でいう役員等のうちここでは非常勤の役員等についての報酬を定め、理事長・業務執行理事等の常勤役員についての報酬等は別に定める。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、その都度、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
理事会出席報酬等	6 0 0 0 円	実費

なお、非常勤理事3名の報酬総額は年額 108,000 円以内とし、非常勤監事2名の報酬総額は年額 72,000 円以内とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、その都度、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
評議員会出席報酬等	6 0 0 0 円	実費

なお、この評議員7名の報酬総額は、定款第8条により、年額 210,000 円以内とする。

3 外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、その都度、次により報酬及び実費弁償費を支払う。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
評議員選任・解任委員会出席報酬等	6 0 0 0 円	実費

なお、評議員選任・解任委員の報酬総額は年額 48,000 円以内とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、役員等が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	6 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員報酬は、支給しない。

(賞与・退職金)

第7条 本規定における非常勤の役員等については賞与・退職金は支給しない。

第8条 本規程の改廃は、評議委員会の承認を受けておこなう。

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償額	備 考
理事及び評議員業務報酬等（日額）	6000 円	実 費	
監事監査指導報酬等（日額）	6000 円	実 費	